高浜原発3・4号再稼働反対と原子力災害避難計画等に関する質問・要望書

京都市長 門川大作 様

平素より市民のいのちと暮らしを守る市政を心がけくださってありがとうございます。 私どもは原発災害を案じている市民です。

京都市が関西広域連合の一員として2015年4月23日 付け「原子力防災対策に関する申し入れ」に見られるような、防護措置 が不十分であれば再稼働は容認できないという立場を表明されていることを心より支持しております。

さて、京都市は原発で事故が起これば舞鶴市民約65,000人の避難先になるという重要な 責務を担っています。一方で、受け入れに際して動員される市職員はじめ京都市民の安 全も同時に守らなければならないという責任も負っています。

京都市がこの難しい課題に応えるべくご尽力くださっていることは承知しておりますが、 その実現に向けてはまだまだ課題が山積しているように思われます。その具体的な内容 についていくつか質問をさせてください。

その上で、防護措置が不十分である今、再稼働は容認できないという姿勢を堅持される よう改めて要望させていただきます。

【質問事項】

1. 避難所のマッチングについて

京都市は、舞鶴市民約89,000人の内、約65,000人の避難先となっていますが、避難所は「候補」があげられているだけです。例えば舞鶴市のマッチング表p25から26頁の2,291名の住民の避難所は「元有済小学校」他11施設が「候補」としてあがっているだけです。

しかし、同じく舞鶴市民の避難先である宇治市等では、避難元地区毎に避難所がマッチングされています。

また、京都府の「原子力災害に係る広域避難要領」(2015年2月:以後「京都府広域避難 要綱」と呼ぶ)13頁では、避難に関して「集合場所は、避難所、避難経路等と併せて、事前 に住民に周知しておく」となっています。現在の状況では、避難所を「事前に住民に周知」 させることはできません。

- (1) なぜ京都市だけ、避難元地区毎に避難所を具体的に指定していないのですか。
- (2) 京都府防災課によれば、京都市と舞鶴市の話し合いで、事故発生後に具体的に避難所を決めることになっているとのことでしたが、それでは遅すぎるのではないですか。

2. 要援護者の受入について

- (1) 要援護者の避難先については、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が調整・確保を行うことになっています。府は要援護者の避難先のマッチングは完了したと述べています(9月7日、府の健康福祉部医療課との面談時)。 京都市内の受入施設と受入れ人数等について、府から知らされていますか。知らされている場合は、示してください。
- (2) 約 65,000 人の避難者の中で、在宅の要援護者の人数や容体などは把握されていますか。 避難の移動手段等は確保できていますか。
- (3) 要援護者の避難については、「京都府広域避難計画要領」21 頁でも、災対法等を踏まえて「市町村が災害全般に対する避難行動要支援者の個別避難計画の策定に取り組む」ことになります。原発事故時の場合も含め、個別避難計画の策定は進んでいますか。

3. 避難退域時検査済証の発行、記録票について

「京都府広域避難要領」16~17 頁では、スクリーニング検査・除染の結果、基準以上の汚染が無い場合には、「避難退域時検査済証」を発行すること、同時にその記録票を作成することになっています。その目的は「汚染拡大防止及び避難先での円滑な受入れのため」となっています。

- (1) 「検査済証」は、スクリーニング・除染実施場所(避難中継所)で発行されるのですか。「記録票」も同所で記入されるのですか。
- (2) 京都府は国の指針と同様に、車両が基準値以下の場合は、乗っている人の検査は行わないことにしています。この場合、人のスクリーニング検査は実施されませんが、それでも「検査済証」が発行されるのですか。
- (3) この作業の具体化は進んでいますか。 17 頁ではこれらの「具体的手順・様式等については、国の対応方針が示されていないことから、今後の検討課題とする」となっています。国は「検査済証」等について、方針を出すと言っているかどうか、京都府から聞いていますか。
- (4) 京都市の避難状受け入れは「検査済証」の持参が条件となるのですか?持参していない場合、どのような対応になるのですか?

4. 汚染検査 (スクリーニング) と除染の省略等について

京都府は、汚染検査(スクリーニング)や除染について、車両の汚染が基準値以下の場合は乗っている人も同様とみなして人の検査は省略するなどの方式を取ることにしています。

国の原子力災害対策指針でも8月にこの方式を取り入れました。

(1) 現行の汚染検査や除染の省略等では、避難する個々人の早期被ばくの確認もできず安全を守ることはできません。また汚染の拡大防止もできません。 滋賀県は検査の省略に反対し、独自に、住民全員に汚染検査を実施することを決めました。UPZ外から来る避難バスの汚染は、UPZ内のバスに乗る避難者よりも汚染の度合いが軽度の場合があること等を理由としてあげています。

これらを考慮すれば、汚染検査・除染の省略等は認められないのではないですか。

5. 汚染検査の基準 120 Bq/cm² (40,000cpm) について

この基準値は

- 小児の甲状腺等価線量 300mSv に相当し、安定ヨウ素剤服用基準 50 mSv の 6 倍です。
- また、法令*1で定められている「放射線管理区域外に物を持ち出す基準」 4 Bq/cm²以下 の 30 倍です。
- (1) このような基準では、避難する子どもや住民の汚染・被ばくの早期発見と安全確保、 及び避難先への汚染拡大を防止することはできないのではないですか。 例えば、東京電力の場合、作業員の退室検査では、4 Bq/cm²を超えた場合は除染を実 施することになっています。これと比べても、現在の基準値はあまりにも高すぎます。 国の検査基準のままでは、避難計画は被ばく計画となってしまうのではないでしょう か。
- (2) 「放射線管理区域外に物を持ち出す基準」の 30 倍の汚染が京都市内の避難所に存在 することを京都市民は承知しているのですか?また、避難している市民の安全を守る ための対策について舞鶴市と話し合っていますか?

6. 避難バスの確保等について

- (1) 避難中継所から避難所までは、基本的に避難先がバスや運転手を確保することになっています。舞鶴市民約 65,000 人の避難にあたって、何台のバスと運転手何人が必要になりますか。その手当はついてついますか。何時間で全員避難できると想定されていますか?
- (2) 「京都府広域避難計画要領」12頁では、「バスについては、車両の避難退域時検査及び除染の手間を省くため、避難中継所を境にピストン運行させる」となっています。例えば、避難元から避難中継所のピストン運行の場合、「手間を省く」とは、一度検査を受けたバスが基準値以下の場合、ピストン運行で2度目以降の検査はしないということですか。

^{**1} 電離放射線障害防止規則 3条・31条・32条など http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S47/S47F04101000041.html

7. 京都市民の安全を守るための措置について

(1) 福島原発事故の実態からすれば、放射能の影響は 30km 圏内で留まることはありません。福島の子どもたちに甲状腺がんが多発し、北茨城でも子どもの甲状腺がんが見つかっています。

高浜原発から約 60km の亀岡市では、安定ヨウ素剤を備蓄しています。同じく 60km 圏内の京都市でも、市民と子ども達の安全を守るために安定ヨウ素剤を備蓄すべきではないですか。

- (2) 京都市消防局に安定ョウ素剤が備蓄されていますが、これはどのような場合に使用するのですか。
- (3) 京都市にも事故の影響が及ぶ場合、高齢者・入院患者・障害者・妊婦・乳幼児等の要 援護者の避難について、どのような支援を実施するのですか。
- (4) 京都市で屋内退避が実行される場合、どのような問題を想定し、それについての対応 策を策定されていますか?

8. 京都市の職員の負担と被ばく

- (1) 舞鶴市民の受け入れに関し、必要な京都市の職員の人数と時間をどのように把握していますか?その対策は整っていますか?
- (2) 京都市職員の被曝限度は 1mSv/年です。京都市は職員を護るため、この基準を維持しますか?

【要 望 事 項】

- 1. 現在の避難計画では、住民の安全を守ることはできません。実効性のある避難計画が出来ていません。防護措置が不十分である今、高浜原発の再稼働は容認できないという姿勢を堅持してください。高浜原発の運転再開に反対していることをはっきりと表明してください。
- 2. 京都市民の安全を守るため、安定ヨウ素剤の備蓄等を進めてください。
- 3. 京都市は高浜原発で事故が起これば被害地元であり、舞鶴市民の避難先でもあります。 京都市内で質疑の時間を十分取った住民説明会を開いてください。

2015年10月26日

団体名:京都の原発防災を考える会/避難計画を案ずる関西連絡会

この件の連絡先:グリーン・アクション

京都市左京区田中関田町 22-75-103 TEL: 075-701-7223 FAX: 075-702-1952